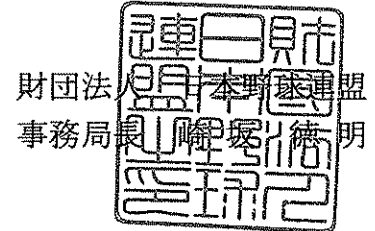


日野連109-123号
2010年12月8日

各地区連盟 御中
各加盟地方団体 御中
各加盟全国団体 御中



投手用グラブの取り扱いについて

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。
平素より弊連盟各種事業にご理解ご協力いただきまして誠にありがとうございます。
さて、標記の件につきまして、別添の通り本日付（12月8日）で、日本アマチュア
野球規則委員会より通達がありました。つきましては、弊連盟におきましても来年度
以降ルール通り適用いたします。各地区連盟・加盟地方団体・加盟全国団体におかれ
ましては各チーム、審判部並びに審判員に周知・徹底の程宜しくお願い致します。
なお、ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。

敬具



平成22年12月8日

財団法人 日本野球連盟
会 長 市 野 紀 生 殿

日本アマチュア野球規則委員会
委 員 長 麻 生 紘 二

投手用グラブの取り扱いについて

昨今、投手用グラブに様々な色を用いて個人名の刺繍を入れているのが目立ちます。しかしながら、投手用グラブには野球規則により、グラブの色その他制限が加えられており、規則1.15(b)では、「投手は、そのグラブの色と異なった色のものを、グラブにつけることはできない。」と規定されています。

つきましては、個人名の刺繍につきましても、上記規則に則り、来年度以降(2011年度以降)、下記のとおりとしますので、周知徹底のほどよろしくお願い申し上げます。

「投手用のグラブに個人名の刺繍を入れる場合、公認野球規則(1.15(b))どおり、その色はグラブ本体と同色とし、その場所は親指の付け根部分1ヶ所に限るものとする。」

(注：社会人野球については、個人名以外にチーム名および背番号の刺繍入れも認めるが、その場所は個人名を含めそれらは親指の付け根1ヶ所に限る。)

なお、全日本軟式野球連盟も、来年度から投手用グラブについて野球規則どおり扱うことが決定されています。

また、参考までに本件は平成22年11月4日付で当委員会名で野球用具等取扱メーカー各社宛に通知済みであることを付記しておきます。

おわり